安城市監査公表第１７号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１１項の規定に基づき措置の勧告を実施したので、同項の規定によりその内容を公表する。

令和８年１０月２６日

安城市監査委員　中　西　　肇

安城市監査委員　大　屋　明　仁

令和８年１０月２６日

安城市長　三　星　元　人　様

安城市監査委員　中　西　　肇

安城市監査委員　大　屋　明　仁

監査の結果に関する報告に係る措置について（勧告）

令和８年８月５日から９月３０日までの間に実施した産業部農務課に対する定例監査の結果、下記のとおり特に措置を講ずる必要があると認める事項（指導事項）がありました。

ついては、必要な措置を講じるとともに、令和８年１２月１８日（金）までにその内容を監査委員に通知してください。

記

１　特に措置を講ずる必要があると認める事項（指導事項）

収入関係

収納金を入金するまでに１か月以上の期間を要しているものが見受けられたため、再発防止に努められたい。

２　措置を講ずべき理由

収入関係

安城市予算決算会計規則第４８条の規定により、現金等を収納したときは、翌日までに指定金融機関等に払い込まなければならない。